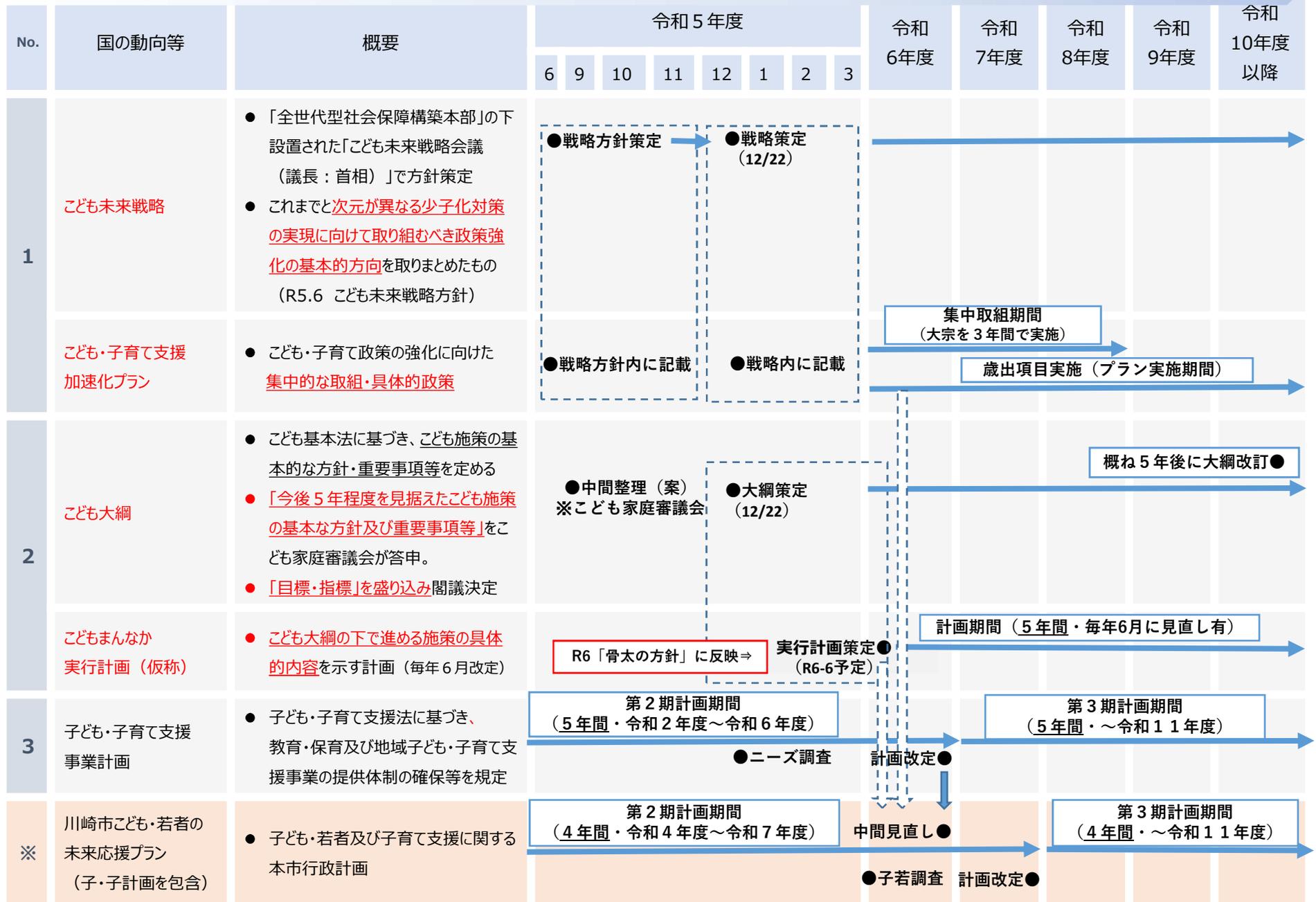


こども施策に関する国の主な動向

※概要・スケジュール等イメージ



こども施策に関する国の主な動向

| No. | 国の動向等 | 概要 |
|-----|----------------------------------|---|
| 1 | 「幼児期までのこども育ちに係る基本的なビジョン」の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。 |
| 2 | 保育所職員配置基準の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1歳児及び4・5歳児の職員配置基準を改善する。(◆4・5歳児 30:1⇒25:1) ※1歳児はR7以降に対応 |
| 3 | 「こども誰でも通園制度（仮称）」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。※0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象・現時点では国は月1.0時間を上限に検討 ➢ R6年度 ⇒ 本格実施を見据えた形での試行的実施 ➢ R7年度 ⇒ 制度の創設（子ども・子育て支援事業の一つとして実施） ➢ R8年度 ⇒ 給付制度として位置づけ |
| 4 | 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の居場所づくりを推進する。 |
| 5 | 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。 ● 産後ケア事業について、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。 ● 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援制度（妊産婦等生活援助事業）を制度に位置付ける。（改正児童福祉法） |
| 6 | 児童相談所・母子保健等におけるICT化推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに業務負担の軽減を図る。 ● 医療DXの推進に向けて、母子保健情報のマイナンバーカードを利用した情報連携や、公費負担医療のオンライン資格確認等を進める。 |
| 7 | 児童手当の拡充 【R6・10月分（12月支給分～）】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに支給期間について高校卒業まで延長する。 ● 多子加算については第三子以降3万円とする。 |
| 8 | 児童扶養手当の拡充 【R6・11月分（R7.1支給分～）】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第3子以降 月6,450円 ⇒ 月10,750円（第2子と同額へ） ● 所得制限緩和（満額支給：年収160万円⇒190万円 ・上限年収 365万円⇒385万円※支給額通減） |
| 9 | 多子世帯大学無償化【R7～】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども3人以上世帯の大学無償化（現行：奨学金：年約91万円＋授業料減免約70万円（最大・所得によって通減）） |